

令和元年度事業報告

令和元年度の我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、九州を中心とした令和元年 8 月の前線に伴う大雨や、関東を中心とした 9 月の台風 15 号、東海から東北までの広範囲に及んだ 10 月の台風 19 号と相次いだ自然災害により、個人消費等を中心に経済は一時的に押し下げられたが、各種政策の効果もあり、緩やかな回復を続けてきた。しかしながら、中国の湖北省武漢市で原因不明の肺炎患者が発生したことが、令和元年 12 月 31 日に WHO 世界保健機関に報告され、その後、令和 2 年 1 月 23 日に武漢市がロックダウンされたにもかかわらず、中国国内に蔓延したこと等も踏まえ、日本でも、1 月 28 日に「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」が制定され、翌 29 日には、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障が生じる中小企業・小規模事業者の相談に応じるため、全国の信用保証協会に経営相談窓口を設置した。その後、1 月 31 日に WHO 世界保健機関が新型コロナウイルス感染症の拡大について「緊急事態」を宣言して以降、世界各地で感染拡大が確認され、日本国内の感染者数も日を追う毎に増加し、経済への深刻な影響が懸念される状況になった。

中小企業・小規模事業者の景況感についても、新型コロナウイルス感染症の影響による中国企業の操業停止に伴い、中国からの部品・材料等の供給停止等が発生し、製造業や建設業ではサプライチェーンへの影響が出始めるとともに、訪日客の急減や経済活動の大幅な縮小・制限等から、旅行業・飲食業・小売業を中心に悪化の影響が出始め、中小企業の業況判断 DI は、令和 2 年 1～3 月期全産業で▲ 24.4 と前期比 3.3 ポイント減、製造業では▲ 27.4、非製造業では▲ 23.5（製造業 5 ポイント減、非製造業 2.9 ポイント減）となる等、先行きが不透明な状況となった。

信用保証制度は、現在、我が国の約 3 分の 1 の中小企業・小規模事業者にご利用されており、全国の信用保証協会では、様々な保証制度を活用し、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に取り組んでいる。特に、小規模事業者の利用割合は、事業者数ベースで約 85 %を占めており、地域の小規模事業者にとって、なくてはならない存在となっている。

信用保証協会は、東日本大震災や熊本地震はもとより、全国各地での台風・大雨・大雪等の自然災害の被災事業者の一刻も早い復旧・復興に貢献するとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境におかれた事業者に対しても、相談窓口での親身な対応や積極的な金融・経営支援に取り組む等、地域金融におけるセーフティネット機能を発揮した。

また、信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の逼迫する資金需要に一層きめ細かく対応することはもとより、経営改善や生産性向上を一層進めていくため、金融機関との連携をより強化しただけでなく、中小企業・小規模事業者への経営支援の充実等を図るべく関係機関とも連携するなど地域の特性を活かした経営支援等も実施した。更に、地方創生を後押しする取り組みとして、自治体や関係機関と連携した創業支援等を実施した他、地域の事業引継ぎ支援センターと連携した事業承継支援にも積極的に取り組んだ。

こうした中、全国信用保証協会連合会は、令和 2 年 3 月 13 日に新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策として制度創設後初めて発動された危機関連保証や、令和 2 年 4 月から取扱開始予定となっている事業承継特別保証制度の円滑な導入に向け、関連する制度要綱の制定等を踏まえた照会回答事例集等を信用保証協会に提供するとともに、令和 2 年 4 月より施行される「民法の一部を改正する法律」が協会実務に多大な影響を及ぼす内容であることから、信用保証協会からの相談にきめ細かく対応する等、協会業務が円滑に進むよう支援に取り組んだ。

加えて、これらの信用補完制度の運営に必要となる政府予算を確保するため、全国の信用保証協会の協力を得て、積極的に要望活動を行った。

また、信用保証制度のあり方等に関する研究会では、利用者の利便性向上を図るため、平成 30 年度に引き続き、「信用保証業務の電子化」「利用者目線での協会業務の改善」について検討を行った。

「信用保証業務の電子化」については、保証申込から融資実行までの業務を「保証書の電子的配信」「金融機関との申込関係書類の電子的授受」「申込人との委託契約の電子的締結等」の 3 つの段階に分割し、第 2 段階までの検討を進めた。第 1 段階の「保証書の電子的配信」については、一部、先行して実施中の信用保証協会もあったが、令和 2 年度から、希望する金融機関の取扱いを可能とした。第 2 段階の「金融機関との申込関係書類の電子的授受」における「決算書情報の電子的受領」については、民間事業者が提供する財務情報サービスを中心に検討を進めてきた。しかしながら、コストやデータ登録企業数といった課題も明らかになってきたことから、金融機関が電子化して保有している決算書データの取得方法について優先して検討を進めることとした。

「利用者目線での協会業務の改善」については、保証申込時の必要書類等の削減・改善策として、個人情報取扱いに関する同意書の徴求を初回のみとする等の添付書類の削減や、申込書類の徴求方法の統一化等を進め、関係先と協議の上、信用保証委託申込書等の書式の改定を行い、令和 2 年度中に取扱い可能な信用保証協会から実施することとした。

以上のとおり、全国信用保証協会連合会は、信用保証協会の推進する中小企業・小規模事業者への金融支援や経営支援等の円滑な業務運営に資する取り組みを行うとともに、真に中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて、全国の信用保証協会と一体となって取り組んだ。

1. 全国の信用保証協会の事業概況

- (1)令和元年度の全国の信用保証協会の保証承諾は、67 万 2 千件(対前年度比 106.0%)、8 兆 9,390 億円(同 110.7%)となり、2 年連続で前年度実績を上回った。このうち、相次いで発生した自然災害等に対応し発動された経営安定関連保証 4 号の保証承諾は、2 万 2 千件(対前年度比 767.8%)、5,657 億円(同 797.5%)と前年度実績を大きく上回った。また、平成 30 年度に限度額の引き上げを実施した創業関係の保証承諾

は、2万7千件(対前年度比105.4%)、1,407億円(同104.8%)となった。

(2)年度末の保証債務残高は、224万1千件(対前年度比96.1%)、20兆8,053億円(同98.7%)となり、10年連続で前年度実績を下回った。

(3)代位弁済は、3万5千件(対前年度比98.1%)、3,386億円(同97.9%)となり、件数、金額とも前年度実績を下回った。なお、金額は10年連続で前年度実績を下回った。

(4)回収は、各信用保証協会が保証協会債権回収株式会社とともに回収に取り組み、1,003億円(対前年度比90.6%)となった。

2. 全国信用保証協会連合会の事業概況

令和元年度、全国信用保証協会連合会は、信用保証制度に対する各界からの強い期待に応えるため、以下の事業に取り組んだ。

- (1)信用補完制度の一層の発展のための取り組み
- (2)保証協会を取り巻く外部環境変化への対応と支援
- (3)信用補完制度の基盤強化のための取り組み
- (4)保証業務支援機関としての取り組み
- (5)責任共有制度に係る負担金計算・収納代行事業等の円滑な運営等
- (6)経営安定関連保証等に係る出えん事業の適切な運営・管理
- (7)人材開発の実施
- (8)基本事業への取り組み